

令和6年度第1回 東京都北区公契約審議会 議事概要

開催日時	令和6年11月5日（火）午後2時開会
開催場所	北とぴあ 901会議室（傍聴人定員：20名）
出席委員	事業者団体関係者 堀田 秀一 事業者団体関係者 山本 哲哉 労働者団体関係者 伊藤 好磨 労働者団体関係者 江藤 学 学識経験者（弁護士） 一瀬 太一 ※職務代理者 学識経験者（社会保険労務士） 高木 博之 学識経験者（公契約関係の専門家） 沼田 良 ※会長
次第	1 開会 2 議題 （1）北区長から東京都北区公契約審議会への諮問について （2）審議会会長の選出について （3）令和7年度労働報酬下限額の設定方法について 3 その他報告事項等 （1）区内事業者の受注状況の報告について（工事） （2）連絡事項（報酬支払関係等） 4 閉会
事前送付資料	（1）次第 （2）令和6年度東京都北区公契約条例スケジュール （3）令和7年度労働報酬下限額設定の勘案事項について （4）東京都の公共工事設計労務単価推移 （5）会計年度任用職員（事務補助）の賃金推移について （6）地域別最低賃金の全国一覧 （7）北区周辺の職種別賃金状況 （8）令和6年度の職員の給与等に関する報告及び勧告の概要 （9）東京都北区公契約条例適用件数と内訳 （10）令和6年度労働報酬下限額の設定方法について（答申） （11）区内事業者の受注業況について（工事）
席上配布資料	江藤委員作成資料 区長からの諮問書（写し）
諮問	令和7年度労働報酬下限額の設定方法について

発言者	議事内容
○事務局（千田契約管財課長）	（開会のあいさつ） 最初に、定足数の確認でございます。 公契約条例の規定によりまして、審議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないとされておりますが、本日は委員7名全員が出席しておりますので、定足数に達していることを確認させていただきます。 なお、本審議会の会議録は、発言者名を含めまして区のホームページで公開予定でございます。また、議事録作成のために会議を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。 （配布資料の確認） それでは、本日、改選後の最初の審議会でございますので、委員の自己紹介をしていただきたいと思います。お配りした名簿の順に、着座のままで結構ですので、お願いいたします。 沼田委員からよろしくお願いいたします。
○沼田委員	沼田です。よろしくお願いいたします。
○高木委員	高木です。どうぞよろしくお願いいたします。
○一瀬委員	一瀬と申します。よろしくお願いいたします。
○山本委員	山本です。よろしくお願いいたします。
○堀田委員	堀田と申します。お世話になります。
○伊藤委員	伊藤です。よろしくお願いいたします。
○江藤委員	江藤です。よろしくお願いいたします。
○事務局（千田契約管財課長）	（区側出席者の紹介）
○事務局（小宮山総務部長）	（開会のあいさつ）

○事務局（千田契約管財課長）	それでは、次第に沿いまして、議事に入らせていただきます。 まず、議題の１です。北区長からの諮問事項でございます。 本日、席上にお配りした区長からの諮問文をご覧ください。 （区長の諮問事項の確認）
○事務局（千田契約管財課長）	次に、議題の２です。会長の選出になります。公契約条例の規定によりまして、審議会の会長につきましては、委員の互選によりこれを定めるとされているため、会長の選出をお願いしたいと思います。委員の皆様からご意見ございますか。 高木委員、お願いいたします。
○高木委員	公契約専門家として、また北区の入札にも精通していらっしゃる、経験豊富な沼田委員が適任かと思いますが、いかがでしょうか。
○事務局（千田契約管財課長）	ありがとうございます。 ただいま沼田委員を推薦される意見がありましたが、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。 （異議なし）
○事務局（千田契約管財課長）	ありがとうございます。 皆さん、賛成ということなので、会長につきましては、沼田委員をお願いしたいと思います。 それでは、沼田委員から会長の就任に当たって、一言ご挨拶いただければと思います。 また、以降の議事進行につきましては、沼田会長をお願いいたします。
○沼田会長	（会長就任のあいさつ）
○沼田会長	では、議事に先立ちまして、公契約条例の第２０条第３項に、会長に事故があるとき、あらかじめ指名する委員がその職務を代理するとの規定がございます。 職務代理者は会長が指名できることとなっていますので、指名させていただきます。 一瀬委員、お願いできますでしょうか。前回に続いてという

○一瀬委員	ことになりますけども、よろしくお願いいたします。 では、一瀬委員から一言ご挨拶をお願いします。 (職務代理者就任のあいさつ)
○沼田会長	ありがとうございます。 では、議事を進めてまいりたいと思います。 できるだけ短時間に中身の濃い審議をやりたいと思っていますので、ご協力をお願いいたします。 発言のときには前回もそうでしたけども、お名前を言ってから発言するというのを徹底していただきたいと思います。 それでは、まず事務局より議題３の説明をお願いいたします。
○事務局（千田契約管財課長）	(配布資料に沿って議題３の説明)
○沼田会長	ありがとうございます。 最初に、皆さんにお諮りしたいのが、今の説明の中で資料２のスケジュールです。 今年度の公契約条例関係のスケジュールについて何かご意見がある方、いらっしゃいますか。このスケジュールどおりに進めてよろしいでしょうか。 (異議なし)
○沼田会長	では、このスケジュールどおりということにさせていただき、これを前提にして会議を進行させていただきます。 まず事務局にお伺いしますが、令和６年度の下限額の告示はいつでしたか。
○事務局（千田契約管財課長）	委託については１２月に告示しています。工事については２月中に告示いたしました。
○沼田会長	委託についての告示は１２月に行うということで、事業者にも適切な積算をしていただくということが可能だと思います。 基本的には６年度と同様のスケジュールで行うのがいいと思いますが、いかがでしょうか。

	で行われていて、大分登録数も増えてきました。その中で、レベル1というのが初級技能者、見習い技能者という形になります。 そこで見ていただきたいのが、このレベル別の年収です。見習いつまりレベル1でいうと、通常とびで494万円ぐらいもらえるということになります。これは職種別単価に70%ぐらいを掛けると、もう少し低くなりますが、それぐらいの金額を国土交通省では推進しているところです。 そういったことを鑑みていただいて、ぜひ見習いについては、職種別の70%の金額を検討していただけないかということをご審議いただきたいと思っております。
○沼田会長	今の提案について委員の皆様、何か意見はございますか。
○伊藤委員	この審議会を始めたときに、見習いの賃金について会長のほうからも質問されたと思いますが、私もやはり一本化ではなくて職種別に分けてやらないといけないのではという意味では賛成します。
○沼田会長	手間をどうするかですね。
○伊藤委員	それはありますね。
○沼田会長	コストパフォーマンスを考えるとどうなのかなというのはありますが、やってもいいとは思いますが、何か意見はございますか。堀田委員。
○堀田委員	工事の請負に関しての北区役所の発注は、大体請負で一式で契約するわけで、それで請け負った会社がまた各下請、各職種に発注しているわけです。 その際は、例えば軽作業員が何名とか、熟練工が何名とか、そういう契約をしませんので、一式幾らということで発注します。その辺の管理とか考え方が区の発注単価を比較検討というのはなかなか難しいわけです。 事細かに材料が幾ら、熟練工が何人、軽作業員が何人とか、そういう形で下請との契約はいたしませんので、その辺をどうやって精査して追いかけていくかということが一つの課題なんだと思います。

○沼田会長	それは元請と下請の関係が問題なんですか。
○堀田委員	そうですね。それも一式幾らの総価ですから。
○沼田会長	そこも問題ですよ。
○堀田委員	ただ、それを事細かに契約していたら大変なことになる。
○沼田会長	もう区役所はパンクです。
○堀田委員	パンクになっちゃいます。ですから、この辺を反映するうまい方法とか、そういうことが皆さんで協議していかなければ、審議というか、比較検討をしやすくなるなという、そういう仕組み上の問題もございますね。
○山本委員	私、建設業ではないので、そういう積算の仕方はよく分からないんですが、確かに区からの発注は金額で発注され、あるいは入札があったりします。さっきの公共サービスと税金の関係ではないですけども、工員の単価が上がるということは、その工事総額に収まりきらなくなる。そうすると、逆に工事の質が落ちかねないということも起こり得るんじゃないかと私は思っています。直接そういうことをやっていないので想像でしかないですが、そういう現象も起こり得るんじゃないかと考えてしまいます。
○江藤委員	今のご説明は大変よく分かります。そもそも公共工事では積算するときに、下請業者も含めてどれぐらいの人数でというところを積算として考えて発注をされているのではないですか。そうしないと、そもそもこの設計労務単価で一日幾らぐらい、どれぐらいの人数で、どれぐらい作業員がいてというところまで見据えているのではないんですか。それを見据えないで積算はできるんですか。
○事務局（千田契約管財課長）	一応細かいところまでは、私も直接リストを作っているわけではないのでわかりませんが、契約変更などを見ている限りでは、労務単価が上がれば、その分を引き上げることもやっておりますので、当然工事費の積算の際には、人件費の分は幾らで

	あるというのは積算してやっていると思っております。 これは想像ですけど、基本的なところは公共工事設計労務単価なのかなと思います。そこが改定されれば契約変更で人件費上昇分も見ますので、公共工事設計労務単価が基礎となって人件費が算出されているものと思っております。 また、職種別というところがございますけども、それぞれの職種ごとに未熟練というか、見習いという方はいるかだと思います。ただし、なかなかそのこの区別というか、職種を分けるということ自体も難しい部分が実際にあるのかなというところもあります。工事だけではなく委託のほうも同じだと思っておりますが、職種であまり細かく分けてしまうと、最低限というところの線を引くときに、どちらも厳しいのかなと事務局では考えております。
○江藤委員	北区の公契約条例では賃金台帳というのはチェックされていないので、職種別で90%だという宣伝をするというところにとどまっていると思います。最終チェックまでされてきていないので。実際に公契約条例違反がある場合、労働者が手を挙げるということになっていますので、そう考えた場合にはそこまでの手間があるかなと私は思うんですね。 例えば、賃金台帳を全てチェックしている区であれば、大変な手間になります。ただ、北区であればアンケート方式なので、そこまでの手間がかかるものとは考えられないと思いますが、どうでしょうか。
○事務局（千田契約管財課長）	もちろん、区の手間もそうですが、事業者側の方の手間もそれとは別にあると思っています。 公契約条例を導入するに当たって、各界からご意見いただいて、できる限りのことを反映するという中で、事業者の皆さんの負担はできるだけ少なくということで、このような条例になっています。労働条件報告書を提出するということで、賃金台帳まで確認しませんよということにしておりますので、そういった条例を制定してきた経緯も含めまして、区の負担ももちろんなのですが、事業者さんの負担にもなってしまうと考えております。
○沼田会長	そのほか、意見はございますか。 軽作業に公園の草むしりとか、水まきとかというのも入って

	おりますね。それ以外の軽作業と結構差があるなという印象です。 品質管理のための試験の手伝いというのと草むしりは、何で一緒になって同じグループに入っているんだろうというぐらいに、ちょっと違和感あります。軽と言いながら結構何でも入っているみたいな印象がありますね。 これについては、江藤委員の提案を受けて検討するといいたしますか。次回、その検討のプロセスを教えてくださいとしますか。
○事務局（千田契約管財課長）	江藤委員のご提案については、委員の皆さんからのご意見も勘案しまして、また事務局のほうで考えたいと思います。
○沼田会長	では、そういうことで一旦、この件はここまでとして、そのほかに、何かございますか。
○伊藤委員	委託契約の労働報酬下限額の件で説明させていただきます。最初、課長から説明がありまして、北区に関しては昨年1, 191円というところで決着しましたが、11区の計算をしてみても、労働報酬下限額の平均が1,250円ぐらいだと思います。それでいくと、今一番低い額にいるわけですから、その平均には追いついていないというところなんです。 それで、東京都の最低賃金が1,113円から1,163円に上がって、率でいくと4.3%ぐらいというところなんです。単純にその1,191円に4.3%を掛けると大体1,241円ぐらいというところなんです。ただ、これでもさっきの平均賃金に追いついていないわけですね。9円ぐらい足りないわけです。あと、前年度の北区の1,191円で率で見ると3.7%でした。これでいくともっと下がってしまうというところなんです。 今、物価も上がっていますし、いろんなことの面で賃金というのは上がってきてはいるんですが、物価高騰で追いつかないということが見えています。 法人のハローワークの部分なんですけど、そこで見ると2024年3月時点で、これは平均なんですけれども、王子で上限が既に1,366円で、下限が1,248円になっています。下限だと11区の平均よりも2円ぐらい下なんです。今度また2025年3月になるとそれ以上金額が上がってくると思うんです。 最終的に理想的なのは、会長が言われていた1,300円台

	です。実際、私もこの間、ほかの審議会の傍聴とか見てきて、先ほど名前が出ていた中野区が1,380円ぐらいで今出ています。それと、隣の杉並区、これは決定したわけではないですけども、これも1,380円以上が出るということが見えています。そういうことから勘案しても、1,200円台だとしても1,200円の後半を私は希望したいと思っています。
○沼田会長	北区の下限額が、去年は23区の下限額の下限額だったということだと思います。非常に残念です。
○山本委員	事務局にお聞きしたいんですが、今の話というのは北区の報酬下限額は令和5年度がそもそも低かったのか、令和6年度の上げ方がほかより低かったのか、そこら辺は分かるんですか。
○事務局（千田契約管財課長）	令和5年度の北区の労働報酬下限額は、公契約条例を制定している区の中では真ん中ぐらいでした。 北区の上昇率は前回のお話のとおり、そこそこいい上げ方かなとは思いましたが、ほかの区がもっと上げたこと事務局としては思っています。
○山本委員	去年、Ⅲ類の初任給上昇の、たしか率か何かに換算して上げたんですけども、ほかの区が何を基準に上げたかは分かりますか。
○事務局（千田契約管財課長）	ホームページで公開されている他区の審議会の議事録で確認したのですが、例えば中野区は会計年度任用職員の用務業務系の単価に人事院勧告の上昇率を掛けたものになっています。これが上昇率自体は3.89%だったんですけども、元の現業系の単価が1,200円位だったということで、1,310円になっています。 ほかの区では、杉並区も用務の職員の号給を使っているということで、北区の場合は事務補助の単価を使っているので低い額になっております。 ただ、ほかの区では対象としている業務自体が業務系だったり、全部の委託としていないところもあるので、その辺は各区の状況があると思っています。 北区につきましては、先ほどの資料の中で説明しましたとおり、業務によって分けておらず、予定価格で2,000万以上

○伊藤委員	の委託は全部対象ということにしています。実際に、その他業務が一番多く、いろいろな業務が特定公契約の対象になっており、事務的な仕事もありますので、事務補助の単価ということでやらせてもらっています。 北区の場合、会計年度任用職員には事務補助、福祉補助というのがあります。その他衛生監視員補助などいろいろありますが、事務補助が1, 191円、福祉補助が1, 200円となっています。この部分がどういうことかというのを知りたいのと、衛生監視員補助から看護師補助というのはもう1, 600円台になっていて事務補助になるとやっぱり1, 191円、清掃作業補助というのがある、これは日給で出ていますが、1時間あたりにすると1, 354円くらいになっています。できれば、この清掃作業補助ぐらいのところの額を取って問題ないものかということをお尋ねします。
○事務局（千田契約管財課長）	その差につきましては、業務の内容によって単価が違うというところもありますし、民間も含めた同じような業務の賃金等を考えて、その単価を設定しているのだとに理解しております。 その中であくまでも労働報酬下限額、一番下の額を設定することなので、事務的な仕事も委託の中に入って、そういう意味では一番低いところを採用させていただいております。 労働報酬下限額を来年度幾らにするかということにつきまして、まだ来年度の会計年度任用職員の単価が幾らになるかというところが見えない状況でして、区の中で検討しているところとなっています。 それがどれくらいになるかというところはありませんけども、それも含めて、会計年度任用職員や最低賃金等を勘案するとなっています。最低賃金は東京都で約4.5%上がって、50円上がっています。物価上昇は2%ぐらいですが、人事委員会勧告は2.89%の増でした。この人事委員会勧告の2.89%は初任給、若年層に重点を置くということなので、初任給3Ⅲの額が23,900円増と書いてあります。去年はたしか6,000円増だったと思いますので、それから比べるとさらに増えている額になっています。こういうところが勘案されて、どこまで会計年度任用職員の額が上がっていくのか見ていくところになります。

○沼田会長	ただ、これはかなりの引上額で、業務委託の話だけではなくて、会計年度任用職員も北区で1,000人ぐらいいますので、財政への影響も大きく、すぐに結論が出ないというような状況と聞いております。 それ最初に言ったことなんですけど、公共サービスを手厚くすると負担も増えることにつながるのではないかと思います。つまり労働報酬下限額が上がるというのは税負担が上がることもなりかねないという一方で、そういう何かバランスの問題もあるなと思います。だから下げたほうがいいというのは夢にも思っていないけども、そのバランスをどうやって取っていくかというのが、この知恵の出どころかなと思います。
○伊藤委員	会計年度任用職員なんですけれども、期末手当、勤勉手当の支給があるということですが、労働報酬下限額についてはそれが適用されていないので、その辺も勘案していただきたいと考えます。
○江藤委員	今までの発言の中で、もちろん税の負担というところもあるかと思うんですけど、もう一つ、会長がおっしゃっていたワーキングプアのところも考慮するべきではないかなと思っております。 今の物価上昇や今次年度の最賃の上がり具合を考えても1,300円以上の数字というのは必要ではないかと思います。 例えばお一人で子どもを育てている方とか、会計年度任用職員さんでいらっしゃるかもしれません。そう考えたときには、やはりもう少し手厚くすべきではないかなと思います。私の感想としてはそういったものを目指していくべきではないかなと思っております。
○事務局（千田契約管財課長）	今、私のほうから具体的な額については申し上げられませんが、今回の人勧での引上額、それからほかの区の状況ですね。先ほど皆さんからもご意見がありましたように1,200幾ら以上になっていて、1,300円の区もある中で、ほかの区も恐らく来年度は上げてくるということであれば、1,300円を超えてくることは想像できるかなと思います。そういった中で北区がどのようにしていくのかというのは、会計年度任用職員の報酬が幾らなのかというのを見ないといけないと

○沼田会長	思っているんですけども、ほかの区の状況も見ながら、労働報酬下限額について考えていきたいと思っております。 一番下にはならない。真ん中ぐらいにいると無難だと思います。 決定のタイミングというのは、この区は早いんですか、違う区と比べて。
○事務局（千田契約管財課長）	ほぼ同じだと思います。どこの区も予算の関係があるので、12月には委託の額を決めないとその後の予算が立てられないと思います。大体12月には決まると思います。
○沼田会長	違う区を見ながら決めるというのはできないわけですね。
○事務局（千田契約管財課長）	なかなかそれは難しいと思います。できるだけ状況は確認しながらですが、一方で北区は北区の状況があると思っています。ハローワークの資料でお示しのとおり、やはり都心と比べれば平均賃金は少ない状況です。
○沼田会長	同じ東京といっても地域によって事情は違うだろうから、一律にする必要は特にないと思っています。
○事務局（千田契約管財課長）	あとは対象となる業務をある程度制約しているのか、全部なのかというところもありますし、そういった状況も含めて、事務局としては案を考えていきたいと思っています。
○沼田会長	そのほか何かございますか。大丈夫ですか。 （なし）
○沼田会長	では、次へ行きます。 報酬下限額の設定の基本的な考え方とか枠組みというのは、前年、基本的な枠組みや考え方を前提に区長に答申いたしました。今年度も同じように今年度の基本的な枠組みと考え方を基にして設定し、区長に答申することideいかげしょうか。 これは金額に直接響かない話なので、設定の方法についての基本的な考え方と枠組みだけの話です。よろしいですか。

○沼田会長	(異議なし) では、議題3については、本日はここまでいたします。各委員に持ち帰っていただいて、次回はまた改めて意見を伺いまして、審議会としてまとめに持っていきたいと考えております。 審議会としてまとめるために、事務局として具体的な提案をぜひ去年と同じように金額も含めてお願いしたいと思っております。 事務局からの報告事項に移りたいと思います。お願いします。
○事務局（千田契約管財課長）	資料の11をご覧くださいと思います。区内事業者の受注状況についてということです。 工事の案件になりますけども、公契約条例の基本報酬を踏まえまして、区内業者優先ということを確認しております。 過去4年間の実績です。 令和5年度、令和4年度に比べると若干区外が増えている状況はありますけども、基本的には8割前後は区内の事業者が請け負っていただいているという状況になっております。 区外の案件につきましては、主にエレベーターの工事など、区内に業者がいないというようなものだったり、設計で区外業者が入っているのもありますが、区内業者で受けられるものは区内に発注していると思っております。
○沼田会長	今の説明に何か質疑はございますか。 (なし)
○沼田会長	では、報告事項1については、ここまでいたします。 次、事務局の連絡事項です。お願いします。
○事務局（千田契約管財課長）	(事務局より連絡事項)
○沼田会長	公契約条例が区議会でも話題になったと聞いております。労働報酬下限額を下回った例かと思うんですけども、それぐらい結構注目されているようで、特に労働報酬下限額が一番下になったので、なおさら注目されていると思います。

	今年度どういう答申になるのかというのも、区だけではなくて区の外も見ていると思いますので、ぜひ忌憚のない意見を言いながらも的確な金額に収めていくように協力をお願いしたいと思います。 では、以上をもちまして、令和6年度第1回北区公契約審議会を閉会させていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。
--	--